

令和 8 年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第 1 回会議録

内容承認	承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会議名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会(第 1 回)		
日時	令和 8 年 5 月 22 日(金) 午前 10 時～12 時		
場所	岸和田市男女共同参画センター 研修室3		
出席委員	石元委員(会長)、中川委員(副会長)、富田委員、泉田委員、大坪委員、清遠委員、葛迫委員、谷委員、柿本委員、三宅委員 (以上、10 名出席)		
事務局	生嶋市民健康部長、井上人権・男女共同参画課長、達人権推進担当長、花岡担当員、岡本担当員		
関係者	松本人権教育課長、株式会社 HRC コンサルティング		
傍聴人数	2 人		
案件	<p>①令和 7 年度 岸和田市人権施策推進プラン 実績報告について</p> <p>(1) 実績報告書について</p> <p>(2) 実績報告評価一覧について</p> <p>②令和 8 年度 岸和田市人権施策推進プラン 実施計画について</p> <p>(1) 年間スケジュールについて</p> <p>(2) 重点施策について</p> <p>(3) 実施計画書について</p> <p>(4) 人権施策推進本部本部会での主な意見</p> <p>③岸和田市人権問題に関する市民意識調査報告書について</p>		
配布資料	<p>(資料1) 令和 7 年度岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書</p> <p>(資料2) 令和 7 年度岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書(評価一覧)</p> <p>(資料3) 令和 8 年度岸和田市人権施策推進プラン 進行管理スケジュール</p> <p>(資料4) 岸和田市人権施策推進プラン 令和 8 年度重点施策</p> <p>(資料5) 令和 8 年度岸和田市人権施策推進プラン 実施計画書</p> <p>(資料6) 令和 8 年度岸和田市人権施策推進本部本部会での主な意見</p> <p>(資料7) 岸和田市人権問題に関する市民意識調査報告書</p> <p>(資料8) 岸和田市人権問題に関する市民意識調査報告書 ダイジェスト版</p> <p>(資料9) 令和 8 年度人権施策推進プラン見直し【改定版】に関する意見記入用紙</p>		

(順不同、敬称略)

【案件】

① 令和7年度 岸和田市人権施策推進プラン 実績報告について

- (1) 実績報告書について
- (2) 実績報告評価一覧について

【会長】

それではただいまより第1回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会を開催いたします。本日は令和7年度岸和田市人権施策推進プラン、ならびに令和8年度の実施計画に関する報告を受けた後、岸和田市人権問題に関する市民意識調査報告書についての審議をしたいと思います。次第に沿って、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

令和7年度岸和田市人権施策推進プランの実績報告書（資料1）ならびに実績報告書（評価一覧）（資料2）について報告。

【会長】

この資料1と資料2、また事務局の説明に関しましてご意見、ご質問がございましたらどうぞお申出ください。

資料の基本的な見方を教えていただきたいのですが、資料2でいうと、表の右側に「事業の方向性」とあります。「①」や「②」は1ページ目の説明書きを見れば良いのですが、その後の「5」「6」「1」などは何を表す数字でしょうか。

【事務局】

こちらにつきましては、例えば資料2・1ページ・施策No.2を参考にお伝えすると、事業の方向性は「①：6」と数字を入れさせていただいています。こちらの意味合いとしては、「事業の方向性①を選択した課が6課ありました」ということです。

また、資料2・2ページ・施策No.11「実態の共有と施策への反映」をご覧ください。主要担当課は人権男女共同参画課ですが、追加で別の1課がこの施策に取り組んでいますので、2課で評価をしております。事業の方向性は「①このまま継続：1課」さらに「②改善し、継続していく：1課」であるという表記となっています。

【会長】

資料2・1ページ・施策No.1が「①：5」であるのは、「①継続して実施を選んだ課が5課ある」ということですね。そうすると、①が多いですね。例えば①：1の場合1は「継続を望んでいる課が少ない」と理解して良いのか、また、「該当する2課のうちの1課が①継続と言っている」のか、あるいは「該当するのは1課だけで、その1課が①継続と言っている」のかなど、担当課がいくつあるうちの①という回答なのかがわからないと、あまり意味がない数字だと思います。その点はいかがでしょうか。

【事務局】

ご指摘の表につきまして、「事業の方向性」の欄にいきなり「①」「②」、また「5」「6」と書いており、わかりにくいと思います。申し訳ございません。よろしければ、次回は表の題名ならびに評価の表記を変えさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

【会長】

はい、よろしくお願いいたします。

もう1点お伺いします。資料2・3ページ・施策No.19、20は「達成度」が令和6年度と令和7年度が「-」になっています。また、資料2・3ページ目・施策No.25、26、28は「達成度」が斜線になっています。これは、どう違うのでしょうか。

【事務局】

施策No.19、20の「-」につきましては、施策No.19「バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した新庁舎設計」と施策No.20「各課窓口や相談室設置など、プライバシーに配慮した新庁舎設計」と施策を挙げ、新庁舎建設の計画を進めています。新庁舎計画を進める中で、然るべき時期に人権施策に取り組んでまいりますが、現時点では人権施策として評価できる時期ではありません。そのため評価できないという意味で「-」と表記しております。

次に、施策No.25、26、28につきましては、冊子「岸和田市人権施策推進プラン」26ページをご覧ください。

施策No.25を例に挙げますと、「様々な立場の人の社会参加に向けた取組」は、担当課を「主要課題ごとに掲載」としております。「主要課題」は、冊子「岸和田市人

権施策推進プラン」27ページ以降に示しております。

例えば27ページでは、「女性の人権」と表記しています。17の主要課題を定めており、施策No.25がどのような啓発を行ったかについてはそれぞれの主要課題で掲載しております。すなわち、施策No.25としての担当課を割り振っておらず、「評価する課がない」ため、斜線で消しています。他の施策No.26、28など「主要課題ごとに掲載」としている施策も同様です。

施策No.19、20新庁舎の取組につきまして、令和4年度、令和5年度は一定の取組がありましたので点数をつけていますが、令和6年度、令和7年度は本市の計画の関係で、実績として評価できる事業が実施できなかったため「-」としています。

施策No.25、26など「主要課題ごとに掲載」につきましては、もともと主要課題ごとに点数を載せているため、令和4年度から評価できないということで斜線によって消しております。

【会長】

施策No.25では、「様々な立場の人の社会参加に向けた取組」とあります。そうしますと、例えば「女性の人権」の場合、どれにあたりますでしょうか。

【事務局】

1つの例を挙げますと、施策No.37「困難を抱える人が利用できるサービスの提供」や、施策No.31「女性の人権擁護／学習機会の提供」においてさまざまな立場の人の社会参加に寄与できているのではないかと考えております。

【会長】

わかりました。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

【委員】

資料2・1ページ・事業の方向性について「②改善を検討する」の項目ですが、一例を挙げてお尋ねします。

資料1・46ページ・施策No.68、資料2・9ページ・施策No.68の高齢者の人権に関わる項目について、達成度は令和4年度からずっと横ばいです。この件の課題として「引き続き、高齢者の人権を学習できる機会づくりに努める」とあります。こ

の課題は非常に重要なので継続する必要性が十分にあると思うのですが、何を基に今後、改善をめざそうとしているのか教えていただきたいです。

【事務局】

施策No.68の達成度につきましては、さまざまな講座や映画上映会、広報を実施しており、達成度を4としております。しかし、各講演会などの参加者をご覧いただくと、参加人数が伸びないことが一つの課題であります。そのため、参加人数が少ない課題については広報の問題やどのような媒体で啓発を行っていくかが問題であると考えています。そのため評価を4としております。もっと多くの方に参加してもらえるような映画会や講演会、講座等を実施する必要があると考えておりますので「①継続して実施」ではなく、「②改善を検討」を選択いたしました。

【委員】

ありがとうございます。どの人権課題につきましても、研修会の参加人数が課題にあがってくると思います。それに加えて、研修会ごとに市民へのアンケートを実施していると思います。高齢者の人権に関わって参加された方は、高齢者の人権について何を求めておられるのか、ということを知ること大事だと思います。その辺りで例はありますか。

【事務局】

今回行いました人権の研修会などにおきましては、アンケートを実施しております。しかし、研修会によってアンケートが統一されているわけではありません。例えば、映画会にお越しいただいた10名の方のアンケート結果では、「高齢者の問題についてさらに取り組んでほしい」や、「この講演をなにで知りましたか」の質問であれば、「広報で知りました」「チラシで知りました」という内容でした。基本的に、人権の研修にお越しいただく方は新規の方が非常に少なく、同じ顔触れの方が多いです。また、高齢者の問題に関する研修に来られる方は「高齢者の研修や行事を行ってほしい」、こどもの人権の研修に来られる方はこどもの人権についての要望などが多いです。アンケートの内容としましては以上です。

【委員】

ありがとうございます。1人でも多くの市民の方に参加をいただいて、それを持

ち帰っていただいて広げてもらうといった趣旨になると思います。どうすれば多くの市民の方に参加していただけるのかという手立てについては、この審議会でも知恵を出し合って、話し合えたらと思います。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

施策No.68 について「人が集まりにくい」という話を聞いていて思ったのですが、担当の3課が縦割りで実施されており高齢者はどのように情報をキャッチされているのだろうかと思いました。

民生委員児童委員協議会では地域の民生委員さんに対して、どれだけ学習の機会を提供されているのでしょうか。

社会教育といって高齢者大学が20大学、各公民館にあると思います。生涯学習に関わっていないのでわかりませんが、どれだけ人権の学習をされているのだろうかと思いました。数十年前は高齢者大学や女性学級で人権について必ず1年間のプログラムを組んで行っていました。

しかし、今はそのような情報が入ってこないように感じます。どれだけ学習会の提供がされているのか、本当に実施されているのか、それぞれの課が縦割りで情報発信するため、高齢者はどのように受け止めているか気になりました。

【会長】

他にいかがでしょうか。

もう1点、私から「事業の方向性について」の①～④についてです。

例えば資料1・1ページ・施策No.1 について、昨年度の取組実績で「(1) 夏季において研修を実施し、81名の参加があった」とあります。この場合、来年は夏季と冬季の2回しようとなった場合は、事業を拡大するという事にはならないでしょうか。①継続して実施は、昨年どおりに実施する、②改善はやり方をいろいろ考えるということですので、拡大というのも方向性としてはあるのではないかと思います。その点もご検討いただければと思います。①～④ですべて網羅しているかという、拡大をはじめ、抜けているところもあると思いますので、この方向性の分類については検討いただければと思いました。

他にいかがでしょうか。それでは次の案件に移りたいと思います。

【案件】

②令和8年度 岸和田市人権施策推進プラン 実施計画について

- (1) 年間スケジュールについて
- (2) 重点施策について
- (3) 実施計画書について
- (4) 人権施策推進本部本部会での主な意見

【会長】

それでは事務局より説明をお願いします。

【事務局】

令和8年度岸和田市人権施策推進プラン 進行管理スケジュール(資料3)ならびに岸和田市人権施策推進プラン 令和8年度重点施策(資料4)、令和8年度岸和田市人権施策推進プラン 実施計画書(資料5)、令和8年度岸和田市人権施策推進本部本部会での主な意見(資料6)について説明。

【会長】

ただいま、事務局より資料3、資料4、資料5、資料6を用いての説明がありました。これに関してのご質問やご意見はありますでしょうか。

資料4にありますように、重点施策の3番目に市民意識調査の結果を「地域課題の解決に向けた施策につなげる」となっております。これは岸和田市に限らず他市においてもですが、市民人権意識調査を実施しても「実施して終わり」になっていることが少なくないです。調査から明らかになった課題が市の職員に共有されていないところが見受けられます。せっかく行った調査ですので、調査で見えてきた課題を教職員も含めて市の職員と共有していくということが大事だと思います。

重点施策にも挙がっているので、例えば、資料5・1ページ・No.1「市職員・教職員への人権研修の充実」の取り組み内容として、市民人権意識調査で明らかになった課題を共有して、課題解決に向けて研修に取り組むなど、調査によりみえてきた課題を入れた方が昨年と同じ文言が続くよりは良いと思いました。ご検討をよろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。それでは次の議事に移りたいと思います。

【案件】

③岸和田市人権問題に関する市民意識調査報告書について

【会長】

それでは事務局より説明をお願いします。

【事務局】

岸和田市人権問題に関する市民意識調査報告書（資料 7）ならびに令和 8 年度人権施策推進プラン見直し【改定版】に関する意見記入用紙（資料 9）について説明。

【会長】

ただいま、事務局より意識調査の内容の報告と、本日お配りしました（資料 9）記入用紙の説明がありました。まずは、調査報告書について、感じられたことがございましたら、ご意見ください。いかがでしょうか。

【委員】

資料をいただきありがとうございます。読ませていただき「なるほど」と思う面がありました。意識調査の結果、自分の生活、他の方の生活、肌で感じていることと調査の結果に差があると感じました。

手話の対応ができない時は断られることもあります。意識でいうと「断るのはおかしい」「断られるのはおかしい」と感じることもありますが、実際の生活で考えた時に恐らく相手は対応方法がわからないので断ることもあるのかなと思います。そのあたりは調査ではわからないのですが、障害当事者がどのように感じて生活をしているのか、気持ちを知らることができればいいと私は思っています。

【会長】

ありがとうございました。これはあくまでも、抽出した市民の意識です。各当事者がどう感じられているのかということは、また別の調査になるかと思えますし、今後の課題だと思います。事務局としても議事録に記録して、今後にどういうことができるのか検討していただきたいと思えます。

他はいかがでしょうか。

【事務局】

欠席委員より事前にいただいた意見の紹介。

(意見)

今回の実績報告などにおきまして、事業の方向性として「②改善を検討する」という項目がそれなりに挙がっています。「②改善を検討する」となると、「①継続実施」よりも取り組みに力を割くことになると思いますが、計画の中間見直しの取り組みもございますので、事務局のキャパシティとして難しい場合は、「改善検討」の中でも重点施策を選定し、取り組まれてはいかがでしょうか。

【会長】

ありがとうございました。

(資料9) に関しましての質問はよろしいでしょうか。感じられたことはどのようなことでも結構ですので、書いていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上で議案の審議は終了となりました。これで第1回審議会を終了したいと思います。